

I . 教育職員免許状について

教育職員免許状

学校の教員になるためには、各都道府県教育委員会が発行する「教育職員免許状」を取得し、教員採用試験に合格する必要があります。

「教育職員免許状（以下、免許状）」を取得するには、教育職員免許法（以下、免許法）・同法施行規則上定められた最低修得単位を基礎として、本学で定められている免許状取得に必要な科目の単位を修得しなければなりません。

(1) 本学で取得できる免許状について

本学において取得できる免許状の種類は、所属学科、専攻ごとに決まっています。
以下の学校種、免許種、教科があります。

学校種：中学校教諭、高等学校教諭

免許種：一種免許状、専修免許状

教科：工業（高校）、情報（高校）、数学（中学）、数学（高校）、理科（中学）、理科（高校）

例）中学校教諭・一種免許状・数学の場合…中一種免（数学）と表記される

【学部】

2019年度以降入学生				
工学部	機械工学科	高一種免（工業）		
	航空システム工学科	高一種免（工業）		
	ロボティクス学科	高一種免（工業）		
	電気電子工学科	高一種免（工業）		
	情報工学科	高一種免（工業）	高一種免（数学）	中一種免（数学）
	環境土木工学科	高一種免（工業）		
情報フロンティア学部	メディア情報学科	高一種免（工業）	高一種免（情報）	
	経営情報学科	高一種免（工業）	高一種免（情報）	
	心理科学学科	高一種免（情報）		
建築学部	建築学科	高一種免（工業）		
バイオ・化学部	応用化学科	高一種免（工業）	高一種免（理科）	中一種免（理科）
	応用バイオ学科	高一種免（工業）	高一種免（理科）	中一種免（理科）

【大学院】

2019年度以降入学生			
工学研究科	機械工学専攻	高専免（工業）	
	環境土木工学専攻	高専免（工業）	
	情報工学専攻		
	電気電子工学専攻	高専免（工業）	
	システム設計工学専攻		
	バイオ・化学専攻	高専免（理科）	中専免（理科）
	建築学専攻	高専免（工業）	
	ビジネスアーキテクト専攻		
	高信頼ものづくり専攻		
心理科学研究科	臨床心理学専攻		

(2) 免許状を取得するための要件

免許状を取得するためには、以下 (i) ~ (iv) の要件を全て満たす必要があります。

- (i) 免許法第五条別表第一第二欄の基礎資格を有すること
 - 〔一種免許状：学士の学位を有すること（大学を卒業すること）
 - 〔専修免許状：修士の学位を有すること（大学院を卒業すること）
- (ii) 免許法第五条別表第一第三欄で定める単位（「教科及び教職に関する科目」の単位）を修得すること
- (iii) 免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目の単位を修得すること
- (iv) 中学校教諭免許取得希望者は、介護等体験を実施済みであること

各要件の概要は以下の通りです。なお (ii) と (iii) に対応する本学開講の科目など、詳細については「教職ガイダンス」で説明します。

免許状の種類 免許状取得要件		中学校教諭		高等学校教諭	
		一種免許状	専修免許状	一種免許状	専修免許状
i	基礎資格 （免許法第五条別表第一第二欄）	学士の学位を有すること	修士の学位を有すること	学士の学位を有すること	修士の学位を有すること
ii	教科及び教職に関する科目 （免許法第五条別表第一第三欄）	59 単位以上	83 ※ 1 単位以上	59 単位以上	83 ※ 1 単位以上
iii	第 66 条の 6 に定める科目	8 ※ 2 単位以上			
	区分	2 単位			
	日本国憲法	2 単位			
	体育	2 単位			
	外国語コミュニケーション	2 単位			
	情報機器の操作	2 単位			
iv	介護等体験の実施	要		—	

※ 1 専修免許状の取得希望者で同じ学校種・教科の一種免許状所持者は、専修免許状取得に必要な「教科及び教職に関する科目」の単位数（83 単位）のうち、59 単位は学部の課程より、24 単位は大学院の課程より修得すること

※ 2 「第 66 条の 6 に定める科目」の各科目区分のから 2 単位以上修得すること

(3) 本学における免許状取得までの学部4年間のスケジュール

	1年次	2年次	3年次	4年次	
4月	新入生教職ガイダンス① ※教員免許取得を考えている場合は、必ず出席すること。	在学生教職ガイダンス 健康診断・麻疹抗体検査 第2回介護等体験ガイダンス	在学生教職ガイダンス 教育実習ガイダンス①	在学生教職ガイダンス 健康診断・麻疹抗体検査 教育実習ガイダンス② 教員採用試験出願（4月～6月）	事前指導
	新入生教職ガイダンス②			教育実習内諾依頼 教育実習期間	
5月					
6月		第3回介護等体験ガイダンス			
7月	新入生教職ガイダンス③ ★教職課程登録申請書 提出	介護等体験 事前指導		教育実習報告会①	教員採用試験受験（7月～9月）
	【イベント】 学校現場体験、学校ボランティアなど	【イベント】 学校現場体験、学校ボランティアなど	【イベント】 学校現場体験、学校ボランティアなど	【イベント】 学校現場体験、学校ボランティアなど	
8月		夏期集中講義	夏期集中講義	夏期集中講義	
9月		★教職課程継続判定	★教職課程継続判定		
10月				教育職員免許状一括申請説明会 ※免許状取得希望者は必ず出席してください。	
11月				教育実習報告会②	
12月	教員採用試験説明会 第1回介護等体験ガイダンス	教員採用試験説明会	教員採用試験説明会		事後指導
		介護等体験 事後指導			
1月					
2月	教育原理 （集中）	特別支援教育 概論（集中）			
3月	【イベント】 学校現場体験、学校ボランティアなど	【イベント】 学校現場体験、学校ボランティアなど	授業づくり練習（模擬授業実践など）	教育職員免許状の受取 （卒業式当日）	
	★教職課程継続判定	★教職課程継続判定	★教育実習受講判定		

※年間スケジュールの実施時期・内容については変更される場合があります。具体的な日程・内容などについては、掲示や学生ポータル等で案内を出すので、必ず確認すること。
 ※上記以外にも各種イベントを実施する場合があります。その場合は授業内で案内します。

(4) 教職課程を履修するにあたって

【教職課程の登録制】

免許状を在学中に取得するためには、免許状取得に必要な科目の履修に加えて、「教職課程登録申請書」を提出する必要があります。教職課程登録制の主な目的は、以下の2つです。

- ①教職課程を目指す学生を漏れなく把握し、4年間を見通した指導・支援をすること
- ②必要な情報の提供などをスムーズに行うこと

また教職課程を履修するにあたっては、以下の事項を守らなければなりません。

【教職課程を履修するための守るべき事項】

- (1) 教師になることを真剣に考えていること
- (2) 教職にかかわる各ガイダンスには必ず出席すること
- (3) 提出書類など指定された期日までに提出すること
- (4) ポータルなどの連絡事項に細心の注意を払い、手続き等を漏れなく行うこと
- (5) 連絡先などの届け出事項に変更があった場合は、速やかに教務課に届け出ること
*** 上記の事項に加え、2年次の前学期終了時点で以下の条件を追加します ***
- (6) 2年次前学期までの全授業において各科目の出席率が90%以上であること
- (7) 「教師入門セミナー」「教育原理」「道德教育の理論と実践」「教育心理学」に合格していること

上記の事項を守れなかった場合や条件を満たせなかった場合、教職課程教員の呼び出しに応じ、個別面談を受けなければなりません。その結果、教職課程の継続ができなくなり、在学中に免許状が取得できなくなる場合があります。

毎年4月に行われる「教職ガイダンス」にて履修すべき科目や注意事項について説明しますので、必ず出席し各自で確認をおこなってください。分からないことがあれば、すぐに教職課程教員もしくは教務課（1号館2階）に確認してください。
(教職ガイダンスの日程は、学生ポータルで確認してください)

Ⅱ . 資格取得について

資格取得

■自己開発センター利用時間

平日：8:30～17:20 / 土曜日：8:30～13:00

自己開発センターで取り扱っている資格試験一覧

将来の目標を定め、資格試験にチャレンジするよう心掛けてください。

資格試験・講習会に関する申し込み・相談は、自己開発センター（8号館2階）で受付します。詳しいことは「LICENSE2020」や自己開発センター ホームページ、学内掲示等で確認してください。（下記の試験すべての申し込みには対応していないのでご注意ください）

資格試験スケジュールや受験申込などの情報 <http://www.kanazawa-it.ac.jp/shikaku/>

■機械関係

機械設計技術者（3級）
施工管理技士（管工事）
CAD 利用技術者（2次元・3次元）
ボイラー技士
組み込みソフトウェア技術者試験（ETEC）

■電気・電子関係

電気工事士
電気主任技術者
エネルギー管理士
施工管理技士（電気工事・電気通信工事）
消防設備士
電気通信主任技術者
工事担任者
陸上無線技術士

■情報関係

情報処理技術者
シスコ技術者認定試験
ORACLE MASTER
CG-ARTS 検定
デジタル技術検定
Java プログラミング能力認定試験
Linux 技術者認定試験（LPIC）

■土木・建築関係

一級・二級建築士（卒業後）
宅地建物取引士
土木技術検定（2級）
施工管理技士（土木・造園・建築）
火薬類保安責任者
福祉住環境コーディネーター
インテリアコーディネーター

■環境・化学関係

公害防止管理者
バイオ技術者認定試験
生物分類技能検定

■高度技術系

技術士補
Fundamental of Engineering（FE）

■語学関係

TOEIC
実用英語技能検定
技術英語能力検定（旧：工業英語能力検定）
日本漢字能力検定
日本語検定

■実務関係

危険物取扱者
Microsoft Office Specialist（MOS）
品質管理検定
知的財産管理技能検定
秘書技能検定
日商簿記検定
実用数学技能検定
カラーコーディネーター
低圧電気取扱業務特別教育認定講習

■公務員

国家公務員（総合職・一般職）
地方公務員（行政・警察・消防）
☆公務員は資格ではありませんが、毎年、自己開発センターで公務員教養試験対策講座を開講しているのここに記載しています。

自己開発センターで開講している資格取得のための講座一覧

第二種電気工事士（筆記・技能）
 第三種電気主任技術者（理論・電力・機械・法規）
 宅地建物取引士
 危険物取扱者（甲種）
 3級機械設計技術者
 低圧電気取扱業務特別教育

☆公務員教養試験対策講座
 など

資格試験対策講座の詳細は、
 自己開発センター前の掲示板等
 学内掲示で案内いたします。

認定校として許可を得ている資格一覧（学科別）

■「電気電子工学科」を卒業した学生

第一級陸上特殊無線技士・第二級海上特殊無線技士

在学中に指定の科目を修得した者は、申請することによって第一級陸上特殊無線技士及び第二級海上特殊無線技士の資格が与えられます。

なお卒業後、「第一級陸上特殊無線技士」および「第二級海上特殊無線技士」の免許を申請する者は、「卒業した者の住所」を管轄する地方総合通信局に申請しなければなりません。

電気主任技術者

在学中に指定の科目を修得し、卒業後、所定の実務経験を経た者は第一種～第三種の電気主任技術者免状の交付申請を行うことができます。

第二種電気工事士

在学中に指定の科目を修得し卒業した者は、第二種電気工事士の筆記試験が免除となります。

■「電気電子工学科」または「情報工学科」を卒業した学生

電気通信主任技術者（一部受験科目免除）

在学中に指定の科目を修得後し卒業した者は、「電気通信システム」科目が免除されます。

なお在学中であっても、指定の科目を修得した者は受験することができます。

■「環境土木工学科」を卒業した学生

測量士・測量士補

卒業後、国土地理院へ登録することにより、測量士補になることができます。また、卒業後、測量に関し1年以上の実務経験を積み、国土地理院へ登録することにより、測量士になることができます。

■「建築学科」を卒業した学生

一級建築士・二級建築士・木造建築士

学部卒業直後から実務経験を経なくても受験可能です。

一級建築士については、在学中に建築に関する所定の科目を取得し、試験に合格した上で建築実務の経験が2年以上あれば登録することが可能です。

■「心理科学科」を卒業した学生

認定心理士

卒業後、日本心理学会へ登録することにより、資格を得ることができます。

Ⅲ．進学について

大学院（博士前期課程（修士課程）と博士後期課程）

技術革新によって産業のハイテク化が進む中で、企業の技術者に求められるニーズはますます多様化、高度化していきます。とりわけ、技術者が日進月歩の知識を吸収し、より新しい技術を生み出す能力を維持するには、いまや4年間の大学教育だけでは対応しきれない時代になっています。

卒業時の技能や知識に加え、それをより総合的に高めていくための継続教育が、改めてクローズアップされているのです。

実際、産業界の第一線で最先端の研究に従事する技術者の多くは、大学院修了者が多く、大学院における優れた指導のもとに能力、知識、工学的センスなどを磨くことが不可欠な要素になっているといっても過言ではありません。

こうした環境の中、本学では総合的な視野に立った、より高度な知識と研究能力を有する学生を養成するための大学院（博士課程・修士課程）を備えています。

本学大学院への進学を考えている方は、以下から最新の募集要項を確認しておきましょう。

大学院学生募集要項：「学生ポータル」→下部リンク集「大学院学生募集要項抜粋」

博士前期課程（修士課程）

学部卒業後も引き続き研究を続けたい学生にとって、大学院は理想的な環境であるといえます。博士前期課程（修士課程）は標準修業年限が2年と定められており、学部4年次の「プロジェクトデザインⅢ」の研究テーマから一貫して合計3年間の研究活動を行うことができます。（イノベーションマネジメント専攻を除く）

また、4年次の学生は博士前期課程（修士課程）の科目を16単位まで履修することができます。履修した科目は学部卒業に必要な単位には含まれませんが、大学院進学後は大学院授業科目の単位として修得した単位の一部または全部について単位認定が行われます。

手続きについては、p.43『大学院科目の履修・単位認定の申請』を参照してください。

博士後期課程

大学院博士前期課程（修士課程）2年を修めたあと、さらに研究を深めたい場合には博士後期課程（標準修業年限3年）が用意されており、研究職・教育職へ進む道も開かれています。

大学院修了後の進路

将来、技術者として第一線で活躍するためには「どのような企業に入るか」だけでなく、「入社して何をしたいのか」ということが、とても大切なポイントになります。多くの企業で研究開発部門は、すでに修士課程修了者の採用が常識とも言われています。自分の能力を十分に発揮し、希望を実現するためには、大学院進学は欠かせないステップです。

高度な専門知識と応用能力を身につけた本学の大学院修了者は、研究開発の第一線で活躍し、その実績は各企業から高く評価されています。就職に際しても、指導教員の適切な助言や豊富な人脈を通してのバックアップは大きく、希望する企業、部門へ就職できる可能性が高くなります。

IV. 就職について

就職活動全般の支援は、進路開発センターが行っています。進路開発センターに関する詳しい紹介は「④施設」の「進路開発センター」(p.74)を参照してください。

ここでは就職支援とインターンシップについて紹介します。

就職支援

就職活動では「自分を知ること」と「業界・企業・職種研究」が内定獲得の両輪となります。大学時代に身につけたことを『自信を持って語ること』、『仕事に対する目的意識を明確に伝えること』が求められます。大学で学んだ専門分野の知識ばかりではなく、自分自身の人間力を磨き、視野を広くして臨んでください。

[進路開発センター HP](#)：「学生ポータル」→下部リンク集「進路開発センター」

インターンシップ

インターンシップとは自らの専門に関連する企業や、興味・関心のある企業において在学中に一定期間、実践的な就業体験をすることです。

将来の仕事に関して“気づき”を得ることで、実際の就職活動に活かしていくことができるでしょう。参加の時期は3年次夏期休暇中が多いですが、1年次からも可能です。長期休暇を有効に過ごしてください。

[インターンシップ](#)：「学生ポータル」→下部リンク集「インターンシップ」

V. その他

専攻科・研究生

【専攻科】

本学では「精深な程度において特別な事項を教授し、その研究を指導すること（学則第34条）」を目的として、専攻科を設置しています。専攻科の修業年限は1年と定められており、2年を超えて在学することはできません（学則第36条）。

大学院と同様に、募集要項が公開されています。

<http://www.kanazawa-it.ac.jp/nyusi/>

【研究生】

本学では、研究生の入学について以下のように規定しています。

■学部における研究生

本学の学生以外の者が、本学において、特定の専門事項について研究することを希望するときは、本学の教育研究に支障のない場合に限り、選考のうえ、研究生として入学を許可することがある（学則第47条）。

本学の学部の研究生の入学資格は、高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者、通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する者を含む。）又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。

■大学院における研究生

本学の大学院の学生以外の者が、大学院において、特定の専門事項について研究することを希望するときは、大学院の教育研究に支障のない場合に限り、選考のうえ、研究生として入学を許可することができる（院学則第46条）。

本学大学院の研究生の入学資格は、大学を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。